

地方独立行政法人静岡県立病院機構寄附金等審査会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人静岡県立病院機構寄附金等取扱規程第 5 条第 2 項に定める受入審査会（以下「審査会」という。）の組織その他必要事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 本部

- ア 本部事務部長
- イ 経営管理課長
- ウ 企画・情報班長
- エ 本部事務部長が特に必要と認めた者

(2) 病院

- ア 病院長
- イ 副院長
- ウ 事務部長
- エ 院長が特に必要と認めた者

2 審査会に委員長を置き、本部にあっては本部事務部長、病院にあっては各病院の長をもって充てる。

(審査事項)

第3条 審査会は、次について審査する。

- (1) 寄附金等の受入れ
- (2) 寄附金等の目的及び使途
- (3) 寄附金等の執行方針及び執行責任者
- (4) その他

2 奨学寄附金の審査については、前項の審査に際し、別に定める奨学寄附金審査委員会を開催するものとする。

(会議)

第4条 審査会は非公開とし、委員長が招集する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員がその職務を行う。
- 3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に審査会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第5条 委員は、会議の内容及び職務上知り得た秘密を保持しなければならない。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、本部にあっては経営管理課経営班、県立総合病院にあっては経営企画課、県立こころの医療センター及び県立こども病院にあっては総務経営課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年3月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年11月20日から施行する。